

平成 3 0 年 松 本 市 議 会 1 2 月 定 例 会
議 案 説 明

1 議案

議案番号	件 名	概 要
第 1 号	松本市市税条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例	1 施行期日を定める附則の改正に伴い、所要の改正をするもの 2 改正内容 個人の市民税の所得割の非課税の範囲に関する改正規定に係る施行期日の一部の見直し 3 施 行 公 布 の 日
第 2 号	松本市梓川地域休養施設条例の一部を改正する条例	1 施設の廃止に伴い、所要の改正をするもの 2 改正内容 テニスコートの廃止 3 施 行 公 布 の 日
第 3 号 ・ 第 4 号	平成 3 0 年度補正予算	平成 3 0 年度一般会計補正予算 平成 3 0 年度企業会計補正予算
第 5 号	工事請負契約の締結について（平成 3 0 年度（仮称）松本市災害時支援物資集積拠点造成工事）	1 （仮称）松本市災害時支援物資集積拠点の造成工事を行うもの 2 工事概要 造成工事 A = 19, 202 m ² 3 請負金額 1 億 9, 999 万 4, 400 円 4 請 負 人 (株)フカサワイール 5 竣工期限 3 1 . 8 . 9

第 6 号	市有財産の取得について (松本都市計画道路 3・2・1 2号内環状北線整備事業用地)	1 松本都市計画道路 3・2・1 2号内環状北線整備事業用地として大手 3 丁目地籍の土地を取得するもの 2 取得面積 535.75 m ² 3 取得金額 4,382 万 4,970 円 4 相手方 堀内 潔 外 2 人
第 7 号	市有財産の取得について (松本城南・西外堀復元事業用地)	1 松本城南・西外堀復元事業用地として城西 2 丁目地籍の土地を取得するもの 2 取得面積 68.78 m ² 3 取得金額 557 万 1,180 円 4 相手方 松本斉産土地(株) 外 1 人
第 8 号	市有財産の取得について (松本市美術館美術資料)	1 美術館の美術資料を取得するもの 2 取得財産 草間彌生作品 版画「愛はとこしえ」シリーズ 50 点組 彫刻・立体「大いなる巨大な南瓜」 外 1 点 3 取得金額 5 億 2,000 万円 4 相手方 (株)オオタファインアーツ
第 9 号	市道の認定について	1 公共性及び利用度の高い生活道路で、市道認定基準に当てはまるものを市道に認定するもの 2 認定路線数 6 路線 3 認定延長 510.46m

第10号	字の廃止について	1 民間事業者による宅地造成事業の実施に伴い、字の廃止をするもの 2 対象区域 21筆 2.0ha
第11号	公の施設の指定管理者の指定について（奈川社会就労センター 外1施設）	1 公の施設の指定管理者を指定するもの 2 指定する施設 (1) 奈川社会就労センター (2) 奈川社会就労センター寄合渡分場 3 指定管理者に指定するもの (福) 松本市社会福祉協議会 4 指定期間 31.4.1～36.3.31
第12号	公の施設の指定管理者の指定について（元町児童館 外5施設）	1 公の施設の指定管理者を指定するもの 2 指定する施設 (1) 元町児童館 (2) 南郷児童館 (3) 寿台児童館 (4) 内田児童館 (5) 岡田児童センター (6) 中山児童センター 3 指定管理者に指定するもの 特定非営利活動法人ワーカーズコープ 4 指定期間 31.4.1～36.3.31
第13号	公の施設の指定管理者の指定について（蟻ヶ崎児童館）	1 公の施設の指定管理者を指定するもの 2 指定する施設 蟻ヶ崎児童館 3 指定管理者に指定するもの 特定非営利活動法人しろがね 4 指定期間 31.4.1～36.3.31

第14号	公の施設の指定管理者の指定について（芳川児童センター 外17施設）	1 公の施設の指定管理者を指定するもの 2 指定する施設 芳川児童センター 外17施設 3 指定管理者に指定するもの （福）松本市社会福祉協議会 4 指定期間 31.4.1～36.3.31
第15号	公の施設の指定管理者の指定について（和田児童センター 外1施設）	1 公の施設の指定管理者を指定するもの 2 指定する施設 (1) 和田児童センター (2) 新村児童センター 3 指定管理者に指定するもの 企業組合労協ながの 4 指定期間 31.4.1～36.3.31
第16号	公の施設の指定管理者の指定について（今井農産物直売施設）	1 公の施設の指定管理者を指定するもの 2 指定する施設 今井農産物直売施設 3 指定管理者に指定するもの (株)今井恵みの里 4 指定期間 31.4.1～36.3.31
第17号	公の施設の指定管理者の指定について（松本城大手門駐車場）	1 公の施設の指定管理者を指定するもの 2 指定する施設 松本城大手門駐車場 3 指定管理者に指定するもの （一社）日本駐車場工学研究会 4 指定期間 31.4.1～34.3.31

第18号	公の施設の指定管理者の指定について（美ヶ原温泉テニスコート 外1施設）	1 公の施設の指定管理者を指定するもの 2 指定する施設 (1) 美ヶ原温泉テニスコート (2) 美ヶ原温泉駐車場 3 指定管理者に指定するもの 美ヶ原温泉旅館協同組合 4 指定期間 31.4.1～36.3.31
第19号	公の施設の指定管理者の指定について（浅間温泉会館）	1 公の施設の指定管理者を指定するもの 2 指定する施設 浅間温泉会館 3 指定管理者に指定するもの 浅間温泉旅館協同組合 4 指定期間 31.4.1～36.3.31
第20号	公の施設の指定管理者の指定について（ふれあい山辺館）	1 公の施設の指定管理者を指定するもの 2 指定する施設 ふれあい山辺館 3 指定管理者に指定するもの ふれあい山辺館運営共同体 4 指定期間 31.4.1～36.3.31
第21号	公の施設の指定管理者の指定について（特定公共賃貸住宅「芳野町団地」 外23施設）	1 公の施設の指定管理者を指定するもの 2 指定する施設 芳野町団地 外23施設 3 指定管理者に指定するもの 長野県住宅供給公社 4 指定期間 31.4.1～36.3.31

第 2 2 号	公の施設の指定管理者の指定について（ふれあいパーク乗鞍）	<ul style="list-style-type: none"> 1 公の施設の指定管理者を指定するもの 2 指定する施設 ふれあいパーク乗鞍 3 指定管理者に指定するもの ふれあいパーク乗鞍管理委員会 4 指定期間 31. 4. 1～36. 3. 31
第 2 3 号	公の施設の指定管理者の指定について（山と自然博物館）	<ul style="list-style-type: none"> 1 公の施設の指定管理者を指定するもの 2 指定する施設 山と自然博物館 3 指定管理者に指定するもの TOY BOX 4 指定期間 31. 4. 1～34. 3. 31
第 2 4 号	訴えの提起について	<ul style="list-style-type: none"> 1 交通事故の加害者等である相手方が負担すべき医療費を本市が負担しているため、本市が被った損害の賠償及び連帯保証債務の履行を求め訴えの提起をするもの 2 相手方 大石 智也 外1人
第 2 5 号	医療事故に関する和解について	<ul style="list-style-type: none"> 1 平成24年に松本市立病院で発生した医療事故に関する和解をするもの 2 和解の内容 <ul style="list-style-type: none"> (1) 相手方 松本市外在住 女性 (2) 和解金 500万円

第 2 6 号	松本市特別職の職員の給与及び費用弁償に関する条例及び松本市議会議員の議員報酬等に関する条例の一部を改正する条例	<p>1 国家公務員の給与改定に準じ、所要の改正をするもの</p> <p>2 改正内容 期末手当の支給率の改定 (単位 月)</p> <table border="1" data-bbox="730 331 1374 571"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区分</th> <th rowspan="2">改定前</th> <th colspan="2">改定後</th> </tr> <tr> <th>平成 30 年度</th> <th>平成 31 年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>6 月</td> <td>1.575</td> <td>1.575</td> <td>1.675</td> </tr> <tr> <td>12 月</td> <td>1.725</td> <td>1.775</td> <td>1.675</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>3.30</td> <td>3.35</td> <td>3.35</td> </tr> </tbody> </table> <p>3 施行 公布の日等</p>	区分	改定前	改定後		平成 30 年度	平成 31 年度	6 月	1.575	1.575	1.675	12 月	1.725	1.775	1.675	計	3.30	3.35	3.35
区分	改定前	改定後																		
		平成 30 年度	平成 31 年度																	
6 月	1.575	1.575	1.675																	
12 月	1.725	1.775	1.675																	
計	3.30	3.35	3.35																	
第 2 7 号	松本市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例	<p>1 国家公務員の給与改定に準じ、所要の改正をするもの</p> <p>2 改正の主な内容</p> <p>(1) 給料表の改定 平均引上率 0.2%</p> <p>(2) 勤勉手当の支給率の改定 (一般職) (単位 月)</p> <table border="1" data-bbox="762 981 1406 1220"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区分</th> <th rowspan="2">改定前</th> <th colspan="2">改定後</th> </tr> <tr> <th>平成 30 年度</th> <th>平成 31 年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>6 月</td> <td>0.9</td> <td>0.9</td> <td>0.925</td> </tr> <tr> <td>12 月</td> <td>0.9</td> <td>0.95</td> <td>0.925</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>1.8</td> <td>1.85</td> <td>1.85</td> </tr> </tbody> </table> <p>3 施行 公布の日等</p>	区分	改定前	改定後		平成 30 年度	平成 31 年度	6 月	0.9	0.9	0.925	12 月	0.9	0.95	0.925	計	1.8	1.85	1.85
区分	改定前	改定後																		
		平成 30 年度	平成 31 年度																	
6 月	0.9	0.9	0.925																	
12 月	0.9	0.95	0.925																	
計	1.8	1.85	1.85																	

2 報告

(1) 市長の専決処分事項の指定にかかわる報告 3件

ア 道路事故にかかわるもの 2件

イ その他事故にかかわるもの 1件